**第４次静岡市総合計画原案に関する意見応募用紙**

**【募集期間：令和４年８月１日（月）～令和４年８月31日（水）必着　まで】**

静岡市では、現在の「第３次静岡市総合計画」が令和４年度で終了することから、新たに令和５年度にスタートする「第４次静岡市総合計画（４次総）（令和５～12年度）」の策定を進めています。

令和４年３月には、計画の骨子案を公表し、１回目のパブリックコメントを実施しました。今回は、市民の皆さんからいただいた様々なご意見を反映させた計画案について、２回目のパブリックコメントを実施します。

総合計画は、市だけで作るものではなく、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるための羅針盤となるものです。2030年の静岡市がもっと輝くための計画となるように、ぜひ、たくさんのご意見、ご提案をお願いします。

|  |
| --- |
| **１　４次総の基本計画のうち「分野別計画の取組」（原案8～28頁）の方向性について、ご意見のある以下の分野へ回答してください。ご意見のない項目については、空欄で構いません。** |
| 1. 商工・物流
 |  |
| 1. 農林水産
 |  |
| 1. 観光・交流
 |  |
| 1. 文化・スポーツ
 |  |
| 1. 子ども・教育
 |  |
| 1. 健康・福祉
 |  |
| 1. 都市・交通
 |  |
| 1. 社会基盤
 |  |
| 1. 防災・消防
 |  |
| 1. 生活・環境
 |  |
| 1. 分野別計画全体
 |  |
| **２　４次総の基本計画のうち「分野横断的な重点政策」（原案29、30頁）「区役所の取組」（原案31～34頁）の方向性について、ご意見のある以下の項目へ回答してください。ご意見のない項目については、空欄で構いません。** |
| 【分野横断的な重点政策】 |
| 【区役所の取組】【次頁あり】 |
| **３　その他、４次総全体に対するご意見や、期待することなどを自由にお書きください。** |
| 【ご意見の内容】 |

|  |  |
| --- | --- |
| **＊　住　所****（法人の場合は所在地）** | **（必須）** |
| **＊　氏　名****（法人の場合は名称及び代表者名）** | **（必須）** |
| 年　齢 | □19歳以下　 □20代　 □30代 　□40代 　□50代 　□60代 　□70歳以上 |
| 職　業 | □会社員　□公務員　□自営業　□専業主婦(夫)　□学生　□ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ　□その他 |

**✎ご意見を提出される際の注意事項**

１ ＊印のある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第５条第４項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

２　個人情報は、厳正に管理し、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外で使用いたしません。

３　いただいたご意見は、４次総策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

４　意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。

５　対象となる「市民」とは、市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法

人その他の団体をいいます。

**✎ご意見の提出方法**

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　郵送 | 〒420-8602　静岡市葵区追手町5番1号静岡市役所　企画課　あて |
| ２　ファクシミリ | FAX番号：054-221-1295　 |
| ３　持参 | 企画課（静岡庁舎新館９階） |
| ４　市HP　（電子申請） | 市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できかねます。 |

**✎意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです**

意見応募用紙の配架場所と、４次総原案が閲覧できる場所は次のとおりです。

(１)企画課（静岡庁舎新館９階）

(２)各区の市政情報コーナー（葵区/静岡庁舎新館１階、駿河区/駿河区役所３階、清水区/清水庁舎４階）

(３)各生涯学習センター、生涯学習交流館及び図書館

(４)静岡市ホームページ（https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\_000271.html）

※右の二次元コードからホームページにリンクされます。